

議案第 37 号

里庄町小児医療費給付に関する条例の一部改正について

里庄町小児医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 7 月 15 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

子育て支援施策として、令和 4 年 10 月診療分から医療費の支給対象年齢を満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで引き上げることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和4年7月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町小児医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

里庄町小児医療費給付に関する条例（昭和48年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「小児」を「子ども」に改める。

第1条中「小児」を「子ども」に改める。

第2条第1項中「小児」を「子ども」に、「出生した日から中学校3年生の終期に達する」を「満18歳に達した日以後の最初の3月31日」に改め、同条第2項中「小児」を「子ども」に改める。

第3条中「小児」を「子ども」に改める。

第6条中「小児」を「子ども」に、「手続き」を「手続」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の里庄町小児医療費給付に関する条例の規定は、令和4年10月1日以後に受ける診療分について適用し、令和4年9月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

(里庄町課設置条例の一部改正)

3 里庄町課設置条例（昭和35年里庄町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小児医療」を「子ども医療」に改める。